

入札説明書

1 入札に付する事項

(1) 件名

島根県立浜田養護学校スクールバス管理運行業務委託

(2) 入札案件の仕様等

「島根県立浜田養護学校スクールバス管理運行業務委託仕様書」による

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 公告の日において、島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

(5) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島

根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (8) 過去2年間に、国又は地方公共団体と小型バス以上のバス運行业務契約を履行した実績を有すること。

3 入札参加資格確認申請書

- (1) 次の①から④を全て提出すること。(各1部)

- ① 入札参加資格確認申請書

様式1により作成すること。

- ② 納税証明書

島根県税並びに消費税及び地方消費税について、未納がないことの証明書

- ③ 契約書の表紙等の写し

過去2年間に、国または地方公共団体と小型バス以上のバス運行业務契約を履行した実績を証明できるもの

- ④ 運行に従事する候補者名簿(参考様式)

参考様式により本業務に従事する候補者の名簿を作成すること。なお、契約締結後の実際の従事者と候補者が異なることは差し支えない。

- (2) 提出期限及び方法

令和8年3月18日(水)午後3時まで

持参又は簡易書留による郵送(郵送の場合は同日正午までに必着のこと)

- (3) 提出場所(担当部局)

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎3階

島根県教育庁特別支援教育課 企画係(担当:原)

電話:0852-22-5420 / ファクシミリ:0852-22-6231

- (4) 入札参加資格確認通知について

入札参加資格確認申請書について審査を行い、要件を満たさない場合は入札に参加することはできない。なお、審査結果は令和7年3月21日(金)までに入札参加資格確認通知書により通知する。

- (5) その他

ア 入札参加資格確認申請書及び当該競争入札に参加するために必要な資料の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された入札参加資格確認申請書及び資料は、返却しない。

ウ 提出された入札参加資格確認申請書及び資料は、他の入札参加希望

者に対して非公開とする。

エ 提出された入札参加資格確認申請書及び資料は、入札参加希望者に無断で当該競争入札実施及び契約締結以外の用途には使用しない。

4 仕様書等の不明疑義等

仕様書等の不明疑義については、様式2の入札質疑書により令和8年3月12日（木）正午までに提出すること。（ファクシミリによる提出も可とする。なお、必ず到着確認の電話を行うこと。）

質疑の回答は、令和8年3月16日（月）正午までに入札説明書配布者全員に対して島根県ホームページ上（入札説明書を交付したページと同様）により行う。

5 入札書の提出について

本入札への参加希望者は、入札仕様関連書類（本説明書及び別添の仕様書等）を熟知のうえ、封印した入札書を持参し提出すること。（郵送不可）

(1) 日時

令和7年3月25日（水） 午後1時20分から

(2) 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県本庁舎 101会議室

6 入札の方法

(1) 入札方法等

ア 入札は様式3-1又は3-2の入札書によるものとし、「年月日」欄には入札の日を、「名前」の欄には次により記載すること。なお、入札書への押印は要しない。

(ア) 入札日に入札権限がある者（支店長等名称は問わない。以下「支店長等」という。）自ら入札に参加する場合は、様式3-1を用いて、商号又は名称及び当該支店長等の職氏名を記載すること。

(イ) 入札日に、支店長等から入札に関する一切の事務を前記（ア）以外の者（以下「担当者等」という。）に委任の上、当該担当者等が入札する場合は、様式3-2を用いて、支店長等に関する記載の下に、当該担当者等の商号又は名称及び氏名を記載すること。

イ 入札書は封筒に入れて密封の上、封筒の表書きとして「入札者の商号又は名称」及び本説明書1(1)の「件名」を記載し、提出すること。

- ウ 入札書に記載する金額は、本説明書 1 (4) の金額を記載すること。
- (2) 入札参加資格確認通知書
事前に交付した入札参加資格確認通知書を、入札前に提示すること。
- (3) 入札保証金の領収証書
事前に入札保証金を納付した際に交付された領収証書を、入札前に提示すること。ただし、入札保証金の免除を受けた者を除く。
- (4) 委任状
入札日において、支店長等から担当者等に入札に関する一切の事務を委任する場合は、様式 4 の委任状を、入札前に提出すること。なお、委任状への押印は要しない。
- (5) 再度入札
ア 開札をした場合において、有効な入札のうち島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 6 2 条の規定に基づいて設定された予定価格（以下「予定価格」という。）の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行うものとする。ただし、本説明書 8 に該当する無効入札を行った者は、再度入札には参加できない。
イ 再度入札は 2 回を限度とし、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うものとする。

7 落札者の決定方法

- (1) 本説明書に示した内容について、履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を事前に提出の上、入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第 6 2 条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者は、くじ引きを辞退できないものとし、くじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係ない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

8 入札の無効

本説明書 2 に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第 6 3 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無

効とする。

9 入札の辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は次により手続きを行うこと。入札執行前にあつては様式5の入札辞退届を持参または郵送等により提出（開札の日時まで必着。）し、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

10 入札保証金

(1) 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札者が見積った契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

入札保証金の免除を希望する者は、次の事項を記載した書面及び証明書類を提出すること。

なお、第1号及び第2号により入札保証金の免除を希望する者は、次のア、イ、ウの事項を記載した書面及び証明書類を、入札日の前日までに提出すること。

ア 島根県会計規則の該当条項

イ 該当条項に該当する事由（具体的に）

ウ イの内容を証明できる書類（契約書の写し、入札保証保険契約の保険証券等）を添付すること。

(2) 入札保証金の納付は、現金のほか国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができる。

(3) 入札保証金は、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に返還するものとし、落札者が契約を締結しない時は、島根県に帰属するものとする。

11 契約

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約保証金

ア 島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

契約保証金の免除を希望する者は、次の事項を記載した書面及び証明書類を契約締結前に提出すること。なお、第1号及び第3号により契約保証金の免除を希望する者は、次の（ア）、（イ）、（ウ）の事項を記載した書面及び証明書類を、契約締結前に提出すること。

（ア） 島根県会計規則の該当条項

（イ） 該当条項に該当する事由（具体的に）

（ウ） イの内容を証明できる書類（契約書の写し、履行保証保険契約の保険証券等）を添付すること。

イ 契約保証金の納付は、現金のほか国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができる。

ウ 契約保証金は契約履行の完了検査後に返還する。

（4）契約の停止等

入札参加資格確認申請書等、入札参加に当たって島根県に提出した書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、契約予定者が、契約締結までの間に、指名停止等措置要綱に基づく入札参加の資格制限又は指名停止を受けたときは、契約をしない。

12 その他

（1）免税業者は、「免税事業者届」を提出すること。

（2）その他、地方自治法、同施行令及び島根県会計規則の定めるところとする。

（3）不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（特別支援教育課）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

（4）問い合わせ先 島根県教育庁特別支援教育課 企画係 担当：原

電話：0852-22-5420 / ファクシミリ：0852-22-6231

1 3 添付書類

(1) 仕様書

島根県立浜田養護学校スクールバス管理運行業務委託仕様書

(2) 様式

- ・入札参加資格確認申請書（様式1）
- ・入札質疑書（様式2）
- ・入札書（様式3－1又は3－2）
- ・委任状（様式4）
- ・入札辞退届（様式5）
- ・運行に従事する候補者名簿（参考様式）

(3) 契約書（案）